

2023年3月13日発出

件名：パスポート（旅券）に関する大切なお知らせ

（ポイント）

- 令和5年（2023年）3月27日以降、パスポートの発給申請手続きの一部がオンライン化されます。お手持ちのスマートフォンに専用アプリをダウンロードすれば、オンライン申請ができるようになります。申請時に在外公館に来訪する必要はなくなります。是非ご活用ください。
- なお、在留邦人の方がパスポートのオンライン申請を行うためには、予めオンライン在留届（ORRネット）での登録情報が必要となります。なお、発給されたパスポートを受領するためには、在外公館へ来訪する必要があります。
- これまでと同様に、窓口では紙の書類による申請も継続して受け付けます。
- 令和5年（2023年）3月27日以降、旅券法改正に伴い、申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

1 オンライン申請の開始

パンフレットはこちら（<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100469221.pdf>）

ポスターはこちら（<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100469224.pdf>）

（1）令和5年（2023年）3月27日から、パスポートの発給申請手続きがオンライン化されます。なお、これまでと同様に、窓口では紙の書類による申請も継続して受け付けます。

（2）オンライン申請の場合、戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請であれば、申請時に在外公館の窓口へ出向く必要がありません。ただし、新規パスポートを受け取るためには、在外公館の窓口へ来訪する必要があります。新規パスポートの受領時には、必ず旧パスポートをお持ちください。

（3）国外居住者の方は、まず、オンライン在留届（ORRネット）

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>）に登録している必要があります。登録後、「パスポート申請（海外在留邦人用）アプリ」（3月23日以降にダウンロード可能となる予定）でのオンライン申請が可能となります。

（4）オンライン申請は、アプリの画面上の案内に従って行うことができます。また、手続きの方法については今後外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>）に掲載される予定です。

2 申請手続きの変更

令和5年(2023年)3月27日以降、旅券法改正に伴い、以下の通り申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

パンフレットはこちら(<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100469221.pdf>)

(1) 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、パスポートの記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。従来、認められていた戸籍抄本では受け付けられません。(有効期間内の切替更新の場合で記載事項に変更がなければ、戸籍謄本の提出は原則不要です。)

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄(ビザページ)を追加する増補制度が廃止になりました。余白が少なくなったら、新しいパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内に受領されない場合、新しく発給されたパスポートは失効します。令和5年(2023年)3月27日から、失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料が請求されます。これは、令和5年3月27日以降に申請されたパスポートについて適用されます。

(4) 申請書の変更

令和5年(2023年)3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

○ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書はこちら

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>)

○オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所 : Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話 : (国番号 670) 332-3131～2 緊急電話 : 7723-1127

ホームページ : <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール : ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)